

論説

竹島領有権をめぐる韓国政府の主張について ——政府広報資料『韓国の美しい島、獨島』の逐条的検討

塚本 孝

はしがき

日本海の竹島をめぐっては、2005年の島根県「竹島の日」条例制定と同県竹島問題研究会設置が一つの契機となり、日韓両国の国民による関係資料の発掘、既知の資料の再検討が盛んに行われるところとなった。日韓両国政府は、1953年から1962年にかけて数次にわたり自国の領有根拠に関する見解を記した文書を相互に送ったが¹、現在は、その後の研究成果を一部採り入れアップデートした自国政府の見解を小冊子やウェブサイトに掲載して発信している。

本稿は、韓国外交部発行の広報資料『韓国の美しい島、獨島』²（以下「広報資料」という。独島は竹島の韓国における呼称。）に即して韓国政府がどのような主張をしているかを確認するとともに、事実関係及び国際法に照らしてその主張に根拠があるか否かを検証するものである。広報資料は、1 獨島に対する大韓民国政府の基本的な立場、2 獨島に対する地理的認識と歴史的根拠、3 韓日間の鬱陵島争界と韓国の獨島領有権の確認、4 大韓帝国の獨島統治と獨島領有権の回復の4節（及びこれを史料等により補完する「獨島に関する一問一答」全15問）によって構成されている。以下、広報資料を各節ごとに引用し、検討する。なお、筆者は、これまでに竹島に関し、平和条約との関係、領土編入後の措置、歴史的権原などいくつかの主題について拙文を書いてきた³。個別の問題に関する詳細は、これに譲る。

1 大韓民国外交部『獨島関係資料集（I）—往復外交文書（1952-1976）』1977参照。また、塚本孝「竹島領有権をめぐる日韓両国政府の見解」『レファレンス』617（2002.6）49-70頁参照。

2 韓国外交部ウェブサイト <http://dokdo.mofa.go.kr/jp/pds/pdf.jsp>

3 近年の『島嶼研究ジャーナル』誌掲載のものとして、「対日平和条約と竹島の法的地位」同誌2-1（2012.10）40-53頁、「元禄竹島一件をめぐって一付、明治十年太政官指令」同誌2-2（2013.4）34-55頁、「竹島領土編入（1905年）の意義について」同誌3-2（2014.4）50-66頁、「竹島と尖閣諸島」同誌5-1（2015.11）6-33頁。

1 獨島に対する大韓民国政府の基本的な立場 (p. 4)*

*広報資料4頁の記述を引用（以下同様）

獨島は、歴史的・地理的・国際法的に明らかに韓国固有の領土です。獨島をめぐる領有権紛争は存在せず、獨島は外交交渉および司法的解決の対象にはなりません。

大韓民国政府は、獨島に対し確固たる領土主権を行使しています。大韓民国政府は、獨島に対するいかなる挑発にも断固かつ厳重に対応しており、今後も引き続き獨島に対する韓国の主権を守っていきます。

1.1 固有の領土

韓国政府は、竹島が歴史的・地理的・国際法的に韓国固有の領土であるとする。「固有の領土」あるいは「韓国固有の」領土という表現の意味するところは定かではない。歴史的・地理的にというのは、次節2の“竹島は鬱陵島の一部である”とか、“15世紀以来の韓国文献に于山（于山島）として記述されている”といった主張を指すのであろう。国際法的にというのは、この1節第二段落の“竹島に韓国が主権を行使している”という主張や、第4節の“日本による竹島の島根県への編入前から鬱陵島郡の一部として統治していた、日本の領土編入は無効である”という主張を指すのであろう。そうであれば、固有のという言葉を除いて「竹島は、歴史的・地理的・国際法的に韓国の領土である」と書いても同じであり、固有のというのは、断然自國の領土であるといった強調表現だということになる⁴。いずれにせよ、鬱陵島の一部である、歴史的に于山と呼ばれた、日本による編入前から統治していたという主張自体が、検証される必要がある。

1.2 紛争の存在

韓国政府は、竹島をめぐり領有権紛争は存在しない、竹島は外交交渉、司法的解決の対象ではないと主張する。しかし、一方の国が紛争の存在を否定すれば紛争がないことになるというものではない。紛争の存在は、客観的に判定される。これは、国際司法裁判所（ICJ）が示したことである。ICJは、1950年3月30日の「ブルガリア、ハンガリー及びルーマニアとの平和条約の解釈」⁵ 我が国が北方領土について固有の領土という場合には、第二次世界大戦に際し大西洋憲章、カイロ宣言で連合国が自ら掲げた領土不拡大原則との関係において、戦争等により獲得した領土でない土地、さらに、かつて一度も外国の領土であったことのない島というような、多少とも特別な（法的な）意味合いが込められていると考えられる。塚本孝「冷戦終焉後の北方領土問題」『国際法外交雑誌』105-1（2006.5）71-98頁参照。

る勧告的意見（第一段階）において、「国際紛争が存在するかどうかは、客観的に決まることがある。単に紛争の存在を否定しても、不存在の証明にはならない（Whether there exists an international dispute is a matter for objective determination. The mere denial of the existence of a dispute does not prove its non-existence.）」とした⁶。このことは、1998年6月11日の「カメリーンとナイジェリアとの間の陸地及び海の境界に関する事件」の先決的抗弁に関する判決（先決的抗弁5）においても確認されている⁷。

1952年1月、竹島の領有権をめぐって日韓両国政府間で紛争が発生（顯在化）した。同月18日韓国政府がいわゆる李承晩ラインを設け（隣接海洋における主権宣言）竹島をその中に取り込んだのに対し、日本政府は同28日公海上の線引きに抗議し、併せて韓国による竹島に対する領土権主張を認めないとした。その後、はしがきで言及したように、両国政府は、1953年から1962年にかけて数次にわたり自國の領有権に関する見解を記した文書を相互に送った。1954年には日本が紛争のICJへの付託を提議し、韓国が拒否した⁸。また、この間に韓国がとった行動——日本の巡視船に対する銃撃、灯台を設置したとの水路通報、竹島を図案化した切手の発行等々——をめぐっても抗議と反駁が行われた。抗議の応酬は、今日に至るまで続いている。日本によるICJへの付託提案は、近年では2012年にも行われ、このときも韓国は拒否した⁹。これらの経過に鑑み

5 Interpretation of Peace Treaties with Bulgaria, Hungary and Romania, Advisory Opinion of March 30th, 1950, first phase, I.C.J. Reports 1950, pp. 65-119. 特にp. 74 (<http://www.icj-cij.org/docket/files/8/1863.pdf>)。判例研究は、筒井若水「平和条約の解釈」波多野里望・松田幹夫編著『国際司法裁判所—判決と意見』1巻、国際書院、1999, 379-390頁。

6 Case concerning the Land and Maritime Boundary between Cameroon and Nigeria, Preliminary Objections, Judgment of 11 June 1998, I.C.J. Reports 1998, pp. 275-327. 特にpara. 87, pp. 314-315 (<http://www.icj-cij.org/docket/files/94/7473.pdf>)。判例研究は、尾崎重義「カメリーン・ナイジェリア間の領土・海洋境界划定事件 二 先決的抗弁に関する判決」波多野里望・廣部和也編著『国際司法裁判所—判決と意見』3巻、国際書院、2007, 123-150頁。

7 外務省情報文化局「竹島の領有権問題の国際司法裁判所への付託につき韓国政府に申入れについて」『海外調査月報』4-11（1954.11）64-71頁参照。また、上記注1の文献参照。

8 外務省報道発表「竹島問題についての国際司法裁判所への合意付託等に係る韓国政府への提案」(2012.8.21) —— 1. 本21日（火曜日）、我が国政府は、韓国政府に対して、竹島問題を、国際法にのっとり、冷静、公正かつ平和的に紛争を解決する観点から、同問題について国際司法裁判所に合意付託すること及び日韓紛争解決交換公文に基づく調停を行うことについて提案しました。2. 本件提案に係る口上書は、21日午後、在韓国日本大使館から韓国外交通商部に手交しました。http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/8/0821_04.html

外務大臣談話「韓国政府の竹島問題を国際司法裁判所に合意付託する等の我が国提

れば、紛争の存在は、客観的に明らかである。

なお、韓国政府は、広報資料Q14でICJ付託を拒否する理由について、次のように述べている。曰く、「日本政府の提議は司法手続きを経たもう一つの虚偽の試みに過ぎない。韓国は獨島に対する領有権を持っており、韓国が国際裁判所でこの権利を証明しなければならない理由は何一つない。（中略）日本による韓国侵略の最初の犠牲になったのが獨島である。日本の獨島に対する非合理的で執拗な主張は、韓国国民に日本が再び韓国侵略を試みようとしているのではないかという疑念を抱かせる。韓国国民にとって獨島は単なる東海上の小さな島ではなく、韓国主権の象徴である。」領有権が争われているのに、領有権を持っているから証明する必要がないというのでは説明にならない。竹島が日本による朝鮮侵略の犠牲になったというためには、竹島が朝鮮領であったことが前提になる。まさにこのことが、検証の対象である。

1.3 主権行使

韓国政府は、竹島に領土主権を行使していると主張する。上記1952年の李承晩ライン設定（同ラインの韓国側への竹島の取り込み）以降、当初は現地での領土標柱の設置・撤去合戦が行われていたものの、1954年に至り韓国が武装要員を島上に常駐させるようになった。その後、韓国は竹島に構築物を設置し、測量・地図の作成を行い、近年は埠頭やヘリポートを建設している。韓国は、広報資料Q15で「大韓民国は獨島に対する領土主権をどのように行使していますか」という設問をたて、答えとして、警察の駐在・警備、軍による領海領空防衛、各種法令の適用、灯台などの施設の設置・運営、韓国民の居住を挙げている。しかし、法的には、いわゆるクリティカルデイト（証拠許容期日）の考え方、すなわち、紛争発生（結晶化、政府間での顕在化）の時点で係争地がどちらの国の領土であるかが問題になる。韓国の如上の行為は、すべて紛争発生

案への拒否について」（2012.8.30）――1. 8月21日（火曜日）に我が国政府が行った竹島問題を国際司法裁判所に合意付託すること、及び、日韓紛争解決交換公文に基づく調停を行うことについての提案に対し、本30日（木曜日）、韓国政府より、応じない旨口上書で我が国政府に対して回答がありました。2. 我が国政府は、竹島問題について、法にのっとり、冷静かつ平和的に紛争を解決するためには、国際司法裁判所への合意付託等を行うことが適切であると考え、国際連合の重要な加盟国として、「グローバル・コリア」を標榜してきている韓国政府であれば、我が国政府の提案を受け入れ、堂々と国際司法裁判所で自国の主張を述べるものと期待してきました。しかるに、竹島問題を解決するための具体的な対案も示していない今回の韓国側の回答には極めて失望しています。3. 我が国政府としては、引き続き、竹島問題について法にのっとり、冷静かつ平和的に紛争を解決するため、国際司法裁判所への我が国単独での付託を含め、適切な手段を講じていく考えです。（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/24/dgk_0830.html）

後における新規の措置（自己の法的立場を改善する意図に出た措置）であるので、実効的占有の証拠となることはなく、（日本政府が抗議を続ける限り）当該行為により韓国の領土主権が生じることもない。韓国が竹島に対して行っていることは、紛争の司法的解決の提案を拒みつつ行う武装要員による占拠、既成事実の積み上げというべきものである⁹。

2 獨島に対する地理的認識と歴史的根拠（pp. 5-6）

1) 獨島は地理的に鬱陵島の一部として認識されてきました。（p. 5）

獨島から最も近い韓国の鬱陵島（獨島から87.4km）では、天気の良い日には肉眼で獨島を眺めることができます。こうした地理的な特性から、獨島は歴史的に鬱陵島の一部として認識されてきました。

こうした事実は、韓国の古文献でも確認できます。例えば、朝鮮王朝初期に官撰された『世宗実錄』『地理志』（1454年）には、「于山（獨島）・武陵（鬱陵島）…二つの島は互いにそれほど離れておらず、天気の良い日には眺めることができる」と記されています。

特に、鬱陵島の周辺には多くの付属島嶼がありますが、天気の良い日に肉眼で見ることができるのは獨島だけです。

2.1 朝鮮古文献の記述（その1）

韓国政府は、竹島が「地理的に」鬱陵島の一部として認識されてきたとし、地理的特性から「歴史的に」鬱陵島の一部として認識されてきたとする。地理的特性として挙げられていることは、竹島に最も近いのが韓国の鬱陵島（87.4km）であること、天気の良い日に竹島が鬱陵島から見えることである。しかし、この特性は、竹島が「地理的に鬱陵島の一部」であるとの理由としてではなく、朝鮮古文献に「于山」という名で竹島が鬱陵島とともに記されているという主張（歴史的に鬱陵島の一部であるとの主張）の背景として掲げられている。そこで、朝鮮古文献に韓国政府の主張するような竹島に関する記述

9 クリティカルデイトに関する最近の論考として、三好正弘「竹島問題とクリティカルデイト」『島嶼研究ジャーナル』3-2（2014.4）28-49頁参照。なお、近年の裁判例では、例えば「リギタン島及びシバダン島の主権に関する事件」（インドネシア/マレーシア、判決2002年12月17日）においてICJは、マレーシアによるシバダン島の近時のリゾート開発を主権の表示例として認めなかった。Sovereignty over Pulau Ligitan and Pulau Sipadan (Indonesia/Malaysia), Judgment, I.C.J. Reports 2002, pp. 625-686, 特に paras. 130-145, pp. 679-684 (<http://www.icj-cij.org/docket/files/102/7714.pdf>)。判例研究は、松田幹夫「リギタン島及びシバダン島の主権に関する事件」「国際司法裁判所一判決と意見」3巻、前掲、493-505頁（注6ヘ）。

があるかどうかを検証する。

韓国政府は、古文献の例として世宗実錄地理志（1454年）を挙げ、「于山（獨島）・武陵（鬱陵島）…二つの島は互いにそれほど離れておらず、天気の良い日には眺めることができる」と記されているとする。原文は、「于山武陵二島在縣正東海中 二島相去不遠風日清明則可望見 新羅時稱于山國 一云鬱陵島」（于山武陵の二島が県の真東の海中に在る、二島は遠く離れておらず風のある晴れた日には望み見ることができ、新羅の時于山国と称した、鬱陵島とも云う）である¹⁰。まず、独島という呼称は20世紀に生まれたものであり、15世紀に編まれた世宗実錄地理志に「于山（獨島）」とあるわけではない。つまり、于山を独島（すなわち竹島）とするのは韓国の解釈である。韓国がそのように解釈する理由は、①この記事にいう県=江原道蔚珍県の東の海にあるのは鬱陵島と“独島”的二島であるから「于山武陵二島」はこの二島であるとの前提に立ち、②新增東国輿地勝覽（1531年）に鬱陵島が武陵とも呼ばれるとあるから（広報資料Q1）武陵=鬱陵島で、他方の于山は独島である、③鬱陵島の周辺には多くの付属島嶼があるが天気の良い日に限り見ることはできるのは独島である（他の周辺島嶼は近傍にあるので常時見える）（広報資料2-1）、④東国文獻備考（1770年）等に于山は日本でいう松島と記述されている（広報資料2-2）——ということである。

しかし、この解釈には疑問がある。①の日本海に鬱陵島と竹島があるというのは、地理的情報が精緻になった今日の知識である。②の新增東国輿地勝覽には所引の武陵とも呼ばれる云々の記述——「于山島 鬱陵島 一云武陵 一云羽陵 二島在縣正東海中」（于山島 鬱陵島：武陵とも云い羽陵とも云う、二島は県の真東の海中に在る）——に統いて、「…風日清明則峯頭樹木及山根沙渚歷歷可見 風便則二日可到 一說于山鬱陵本一島 地方百里」¹¹（…風の日よく晴れていれば山頂の樹木及び山のふもとの渚がはっきり見える、順風であれば二日で到達できる、于山と鬱陵は本来一つの島であるとも説かれる、その地は百里四方である）とある。天気の良い日に見えるのは山頂の樹木とふもとの渚、つまり県本土（朝鮮半島）から鬱陵島が見えるということであり、鬱陵島から竹島が見えるという話ではない（竹島は樹木の生えない岩島）。新增東国輿地勝覽には「于山島 鬱陵島」という見出しの下で鬱陵島のことしか書かれていない。于山島に関する情報はなく、それゆえ于山と鬱陵は本来一つの島であるとも説かれるとな記されているのである。こうしてみると、世宗実錄地理志の于山も鬱陵島のこと（名称だけ別の島）である可能性が高い。③は、于山が独島であ

10 世宗実錄地理志 卷153, 11丁。國史編纂委員會『朝鮮王朝實錄 五卷』ソウル：東國文化社, 1956, 680頁。

11 新增東国輿地勝覽 卷45, 26丁。東國文化社刊の影印本, 1958, 814頁。

るという思い込み（①②）から展開された議論である。世宗実錄地理志の「見える」話は、武陵から于山が見えるということではなく県からの距離に関する記述である可能性が検討されなければならない¹²。④については、下記2.3で検討する。

なお、仮に世宗実錄地理志の記事を于山と武陵が互いに遠く離れておらず互いに見えると読み、かつ、于山が竹島であると仮定しても、単なる近接性は領有権の根拠にはならない。パルマス島事件の仲裁裁判では、近接性は、領有権主張の根拠としては退けられた¹³。「陸地、島及び海の境界紛争に関する事件」のICJ判決では、メアングエラ島近傍の無人の小島につき、メアングエラ島がエルサルバドルの領土と判定された結果、当該小島も従属物（dependency）として同国に帰属するとされたが¹⁴、87.4km離れた竹島を鬱陵島の一部ということはできない。

2) 韓国が独島を韓国領土として認識・統治してきた歴史的事実は、韓国の官撰文献にも記録されています。（p. 6）

朝鮮初期に官撰された『世宗実錄』『地理志』（1454年）には、鬱陵島（武陵）と獨島（于山）が江原道蔚珍県に属する二つの島と記されています。また、この二つの島が6世紀初頭（512年）に新羅に服属した于山国の領土と記されているため、獨島に対する統治の歴史は新羅時代にまで遡ります。

獨島に関する記録は、『新增東国輿地勝覽』（1531年）、『東国文獻備考』

12 下條正男教授による「規式」に基づく説明参照。下條正男『竹島は日韓どちらのものか』文芸春秋, 2004 (文春新書377) 162-166頁。規式は、政府から各道に示達された地誌編纂のルールで、『慶尚道統撰地理誌』等に記録されて今日に伝わっている。同書の「地理誌統撰事目」において、海島は「在本邑某方 水路幾里 自陸地 去本邑幾里 四面周回相距幾里 田沺幾里 民家有無」を記すとされている（復刻、朝鮮総督府中枢院『慶尚道地理志・慶尚道統撰地理誌』, 1938）。

13 Island of Palmas case (Netherlands, USA), April 4, 1928, *Reports of International Arbitral Awards*, Vol. 2, pp. 829-871. 特にp. 854. RIAAは国連ウェブサイトで閲覧可能 (<http://www.un.org/law/riaa/>)。判例研究は、東寿太郎「パルマス島事件」波多野里望・筒井若水編著『国際判例研究—領土・国境紛争』東京大学出版会, 1979, 144-152頁。

14 ICJ Reports 1992, pp. 351-761, Case concerning the Land, Island and Maritime Frontier Dispute (El Salvador/ Honduras: Nicaragua intervening), Judgment of 11 September 1992 (<http://www.icj-cij.org/docket/files/75/6671.pdf>)。特にpara. 356, p. 570. 判例研究は、東壽太郎「陸地、島および海の境界紛争に関する事件 二 本案に関する判決」波多野里望・尾崎重義編著『国際司法裁判所一判決と意見』2巻、国際書院, 1996, 364-376頁。

(1770年)、『萬機要覽』(1808年)、『增補文献備考』(1908年)など他の官撰文献でも一貫して書き継がれています。

特に、『東國文献備考』「奥地考」(1770年)などには、「鬱陵(鬱陵島)と于山(獨島)は全て于山国の領土であり、于山(獨島)は日本でいう松島」と記述されており、于山島が獨島で、韓国の領土であったことをより明確にしています。

2.2 朝鮮古文献の記述（その2）

韓国政府は、世宗実錄地理志(1454年)に「鬱陵島(武陵)と獨島(于山)が江原道蔚珍県に属する二つの島と記されている」、「この二つの島が6世紀初頭(512年)に新羅に服属した于山国の領土と記されているため、獨島に対する統治の歴史は新羅時代にまで遡る」とする。しかし、上記2.1で述べたとおり、原文は、「于山武陵二島在縣正東海中 二島相去不遠風日清明則可望見 新羅時稱于山國 一云鬱陵島」であり、独島という言葉が書かれているわけではなく、于山を独島(すなわち竹島)に当てはめるのは韓国の解釈に過ぎない。その解釈が、この項で援用される新增東國奥地勝覧の記述によって破綻を来たしていること、于山は鬱陵島(名称上の別島)である可能性が高いこともすでに述べた。ここでは、世宗実錄地理志に「この二つの島が6世紀初頭(512年)に新羅に服属した于山国の領土と記されている」という主張を検証する。

上記世宗実錄地理志の原文には該当する記述がない。強いて言えば、原文の「新羅時稱于山國」(新羅の時于山国と称した)という一文を探り上げて、まずこの文の主語を「于山武陵二島」と解釈し(于山が竹島で武陵が鬱陵島であるとの前提で)、新羅の時于山国と称したという記述を于山国の領土と読み替えるということであろう。しかし、世宗実錄地理志のこの記述には、出典がある。三國史記(1145年)新羅本紀第四智證王十三年にある「于山國在溟州東海島 或名鬱陵島 地方一百里」¹⁵(于山国は溟州の東の海島に在る、別名鬱陵島、その地は百里四方)という記事である。すなわち、新羅の時代に于山国が鬱陵島にあったということ(于山国=鬱陵島)であって、鬱陵島と于山島を于山国と称したという話ではない。まして鬱陵島と独島が于山国の領土だと読み替えることはできない。これは、実は、広報資料の2-2)第三段落にある東國文献備考(1770年)という後世の本に出てくる話であり(2.3)、世宗実錄地理志に記されていることではない。

15 三國史記 卷第四。影印は、学習院大学東洋文化研究所刊学東叢書第一、1984、33頁。

2.3 朝鮮古文献の記述（その3）

韓国政府は、「独島」に関する記録は、新增東國奥地勝覧(1531年)、東國文献備考(1770年)、萬機要覽(1808年)、増補文献備考(1908年)など他の官撰文献でも一貫して書き継がれている、特に、東國文献備考などには「鬱陵(鬱陵島)と于山(獨島)は全て于山国の領土であり、于山(獨島)は日本でいう松島」と記述されている」と主張する。そこで、東國文献備考の記事(萬機要覽も同文。広報資料Q1)について検討する——増補文献備考は20世紀の文献であり、記事内容も「于山島鬱陵島 二島一即芋山 繢今爲鬱島郡」とするにとどまる(広報資料Q1)。

東國文献備考の原文は、「成宗二年 有告別三峰島者 乃遣朴宗元往見之 因風濤不得到而還 同行一船泊鬱陵島 只取大竹大鰯魚 回啓云 島中無民居矣 鬱陵島五
音于山島者于山 蔡所附於山也 光海七年…」¹⁶(成宗2年に別に三峰島という島があると告げる者があり、朴宗元を派遣して見に行かせたが、海が荒れて到達できなかった。船團の一隻が鬱陵島に停泊し大竹、大きいアワビを取り、住民はいなかったと王に報告した。(割注)奥地志に鬱陵・于山皆于山國の地、于山は日本のいう松島であると書いてある。光海君7年に…)である。この文献においても「于山(獨島)」といった表記があるわけではないが、韓国は、この本に①「于山は日本のいう松島である」と書いてある、松島は独島(すなわち竹島)の江戸時代における日本での呼称であるため于山=独島である、しかも②「鬱陵、于山(島)は皆于山國の地」とされている、というのである。

①は、次節3-1)で検討される元禄竹島一件(韓国でいう鬱陵島争界)に登場する安龍福という人物の供述——それを記録した『肅宗實錄』(1728年)の記事——に由来する。江戸時代に日本では鬱陵島を竹島と呼び、17世紀に米子の大谷・村川両家が幕府の許可を得て歳々同島へ渡りアワビ漁などをしていた¹⁷。元禄6(1693)年大谷家の使用人が鬱陵島(往時の竹島)へ渡航した際、唐人(朝鮮漁民)に遭遇し、そのうちの二人を質(漁ができるなかったことの証)として日本へ連れ帰った。連れ帰られた唐人(安龍福ほか一名)は、米子の大谷家に逗留した後、鳥取へ移され、長崎、対馬経由で送還された。これを契機として、往時の竹島(鬱陵島)出漁をめぐる日朝間の外交交渉が始まった。紛余曲折の後、幕府は、元禄9(1696)年正月に至り大谷村川両家の渡海を禁止した。一方1693年に連れ帰られた安龍福は、1696年に今度は自分の意志で鳥取藩へ来航した。安龍福は帰国後備辺司の取調べを受けた。その時の供述が、

16 東國文献備考(奥地考—關防—海防—東海—蔚珍條)は、たとえば国立国会図書館所蔵の写本(崇政殿校)(請求記号W941-37)

17 以下、江戸時代の展開については、川上健三『竹島の歴史地理学的研究』古今書院、1966が詳しい。

肅宗実録に次のように採録されている¹⁸。

「備邊司推問安龍福等…倭船亦多來泊 船人皆恐 渠倡言 麟島本我境 倭人何敢越境侵犯 汝等可共縛之 仍進船頭大喝 倭言 吾等本住松島 偶因漁採出來 今當還往本所 松島即子山島 此亦我國地 汝敢住此耶…」（備邊司が安龍福らを訊問した…〔安龍福が麟陵島に行くと〕日本船が多数来泊していた。仲間は皆恐れたが自分は、麟陵島はもともと朝鮮の地である、日本人がなぜ敢えて越境侵犯するのか、お前たちを捕縛するぞ、と言って大喝した。日本人は、自分たちはもともと松島に住んでいる、たまたま漁に来た、今帰るところだと言うので、松島は子山島であり、これまた我が国の地である、お前は敢えてこれに住むか〔とした〕…）。安龍福の供述によれば、この後、日本人を追って隱岐経由鳥取へ行き談判したとする。この年日本人は麟陵島に出漁していないので日本人を大喝した等は作り話であるものの、安龍福が“松島即子山島”との認識を有したこと及び同人が来航して何事か訴えようとしたことは事実である。しかし、このとき朝鮮国の政府は安龍福の認識を共有せず、同人の行動を追認することもなかったことを、同じ文献（肅宗実録）が伝えている¹⁹。すなわち、東萊府使李世載が王に言うには、対馬の使者が“昨年貴国人が訴訟に及んだが朝命によるものか”と問うた。李世載は、“もし弁ずべきことがあれば訳官を江戸へ送る、何をばかって騒がしい浦民を送ることがあろうか（若有可弁送一訳於江戸 顧何所憚 而乃送狂蠹浦民耶）”と述べ、備邊司は、“…風に漂う愚民がたとえ何かしても朝家の知るところではない（…至於漂風愚民 設有所作為 亦非朝家所知）”と主張した。そのように対馬の使者に言うことが許られ王がこれを允許した²⁰。

②の「麟陵、于山（島）は皆于山國の地」という東国文献備考の記述については、この記述を含む割注が、元は別の文献の按記（著者の見解）であったことが、下條正男教授の研究によって明らかになっている²¹。下條教授によれば、申景濬『彊界考』（1756）に、“按するに、「奥地志に云う、一説に于山麟陵本一島」。而るに諸図志を考えるに二島なり。一つは則ち其の所謂松島にして、

18 肅宗実録 卷30, 53-54丁。影印は、國史編纂委員会「朝鮮王朝實錄39」東國文化社、1957, 432-433頁。

19 肅宗実録 卷31, 10-11丁（肅宗23年丁丑二月乙未条）、『朝鮮王朝實錄39』同上、449-450頁。

20 同様の内容は、書面でも伝えられた。朝鮮國禮曹參議李善博の対馬藩主にあてた書簡——「昨年漂氓事 濱海之人率以舟楫為業 風雨炎忽易及飄盜以至冒越重溟轉入貴國 岱可以此有所致疑於違定約而由他路乎 若其呈書誠有妄作之罪…」〔竹嶋紀事〕卷5、竹島問題研究会〔第1期〕最終報告書資料編、2007, 213頁。（同報告書は、島根県のWeb竹島問題研究所のウェブサイトで閲覧できる。）

21 下條正男 前掲書100-103頁（注12ヘ）。

蓋し二島ともに于山國なり”とあった。東国文献備考では、彊界考で著者が私見であると断って述べた部分を割注にし、原義とは逆に、奥地志に“麟陵・于山皆于山國の地、于山は倭の所謂松島なり”と書いてあるとしたのである。

以上要するに、安龍福という人物が——おそらくは1693年に大谷家に滞在したときに得た松島に関する知識と朝鮮古来の于山（安龍福は子山とした）の話を自身の中で結び付けることによって——“松島即子山”と考え、備邊司にそのように供述したものの、朝鮮国の政府は同人の言動を愚民の行為とし日本に対して否認した。後年、安龍福の供述を記録した肅宗実録の記事を基に“麟陵于山皆于山國地、于山倭所謂松島也”とする記述が行われるようになったが、これも、編者個人の見解（按記）に出たものであった。それゆえ、東国文献備考（1770年）の記事は、竹島が當時（18世紀）朝鮮領であったことの証拠たりえない。無論、当該記事を根拠に時代を遡って新增東国輿地勝覽（16世紀）や世宗実録地理志（15世紀）の于山（島）を竹島であるとしたり、さらに、于山国が新羅に帰服したから竹島に対する統治の歴史が新羅時代に遡るとしたりすることはできない。

3 韓日間の麟陵島争界と韓国の獨島領有権の確認〈pp. 7-8〉

1) 17世紀、韓日の政府間交渉（「麟陵島争界」）を通じ、麟陵島とそれに属する獨島が韓国の領土であることが確認されました。〈p. 7〉

17世紀、日本鳥取藩の大谷・村川両家は朝鮮領土である麟陵島で不法漁業をし、1693年、麟陵島で安龍福をはじめとする朝鮮の人々と遭遇します。両家は、日本政府（江戸幕府）に朝鮮の人々の麟陵島への渡海を禁止するよう求め、幕府は対馬藩に朝鮮政府と交渉するよう指示し、両国間で交渉が始まります。これが「麟陵島争界」です。

江戸幕府は1695年12月25日、鳥取藩への照会を通じて「麟陵島（竹島）と獨島（松島）はいずれも鳥取藩に属さない」ことを確認し（「鳥取藩答弁書」）、1696年1月28日、日本人の麟陵島方面への渡航を禁じるよう指示しました。

これで、韓日間の紛争は決着し、麟陵島争界により麟陵島と獨島が韓国の領土であることが確認されました。

3.1 元祿竹島一件

韓国政府は、17世紀の政府間交渉（元祿竹島一件、韓国でいう麟陵島争界）を通じ、麟陵島とそれに属する獨島（すなわち竹島）が韓国の領土であることが確認されたとし、その理由として、幕府は鳥取藩への照会を通じて松島（今

日の竹島）が鳥取藩に属さないことを確認した上で鬱陵島方面への日本人の渡航を禁じた、とする。17世紀の政府間交渉というのは、上記2.3で言及した鬱陵島への出漁をめぐる紛争に係るものである。米子の大谷家が1693年に、当時日本で「竹島」と呼んでいた鬱陵島から（アワビ漁ができなかつた証拠として）唐人を連れ帰り、彼らが対馬経由送還された後、幕府の命を受けた対馬藩が朝鮮国に「竹島」への朝鮮漁民の出漁停止を求めた。朝鮮は、「竹島」は鬱陵島であり、鬱陵島は東国奥地勝覧に產物等を掲げているとおり朝鮮の島であるとした。1695年に至り対馬藩は、幕府に交渉の終結を進言した。幕府は、因幡・伯耆両国を治める鳥取藩池田家に「竹島」が両国付属になった時期等の情報を求めた後——その回答の中に「竹島」「松島」は因伯両国付属ではないという鳥取藩の見解がある——、1696年に鳥取藩に対し大谷村川両家の「竹島」渡海停止を命じるとともに、対馬藩に対して朝鮮への通知を命じた²²。対馬において朝鮮の使者に伝えた口上は、次のとおりである²³。

先年同氏対馬守方より竹鷲之儀ニ付、以使者申達候処、其節取次之人使者江被申聞候趣帰國之刻拙者江申聞候故、其趣於江戸御老中迄御物語申上候得者、彼鷲之儀因幡伯者江附属与申ニ而も無之、日本江取候与申事ニ而茂無之、空鷲ニ候故、伯耆之者罷渡致漁候迄ニ候、然処、近年朝鮮人罷渡入交如何ニ付、最前之通対馬守方より申遣候得者、朝鮮江道程も近ク伯耆より者程遠き由ニ候間、重而此方之漁民渡海不仕候様ニ可被仰付与之御事ニ候間、御誠信之段忝可被存候…

さて、対馬藩の宗家を窓口とした朝鮮国との外交交渉で今日の竹島（韓国でいう独島）が議論になった記録はない。上記朝鮮の使者に述べた口上にも今日の竹島への言及はない（口上覚にある「竹島」は鬱陵島の江戸時代の日本での呼称）。それは、このとき今日の竹島をめぐる紛争は生じておらず、さらに言えば、朝鮮の側には今日の竹島に対する認識がなかったからである——「于山」は今日の竹島ではない（前記2の検討）。朝鮮には今日の竹島へ赴いた記録もない（日本の場合往時の竹島へ行く途中に松島=今日の竹島があったが朝鮮からは鬱陵島に行くことはあってもその先にある岩島に赴く理由がなかった。唯一赴いた可能性があるのは安龍福）。そこで韓国政府は、「鬱陵島争界を通じ鬱陵島と「それに属する獨島が」韓国の領土であることが確認された」と言い、「幕府は日本人の鬱陵島「方面への」渡航を禁じるよう指示した」と言うのである。しかし、竹島（韓国でいう独島）が鬱陵島に属するという議論が、“近接性”の主張によっても“鬱陵・于山皆于山国の地”という古文献の記事によ

22 経過につき、川上健三 前掲書（注17ヘ）。詳細は、『竹鷲紀事』卷1-5 前掲（注20ヘ）。

23 竹鷲紀事 卷4、竹島問題研究会〔第1期〕最終報告書資料編 前掲83頁（注20ヘ）。

っても成り立たないことは、上述のとおりである（2.1／2.3）。また、上記口上覚にあるとおり、幕府が渡航を禁じたのは「近年朝鮮人まかり渡り〔両国漁民が〕入り交じった」ことが問題だからであり、今日の竹島についてはそのような問題がないので、渡海禁止の対象は往時の竹島（鬱陵島）であって、鬱陵島「方面」として今日の竹島を含ませることはできない。

韓国政府が、幕府は“鳥取藩への照会を通じて「鬱陵島（竹島）と獨島（松島）はいずれも鳥取藩に属さない」ことを確認した”としていることについては、老中阿部豊後守が元禄8年12月24日（西暦1696年1月27日）に鳥取藩江戸屋敷に「因州伯州え付候竹鷲はいつの比より両国え附属候哉…」「竹鷲の外両国え附属の鷲有之候哉…」等のことを尋ね、鳥取藩江戸留守居吉田平馬が翌日「竹鷲は因幡伯耆附属にては無御座候…」「竹鷲松鷲其外両国え附属の鷲無御座候…」等の回答をしていることは事実である²⁴。しかし、仮に幕府が松島（今日の竹島）について因伯両国附属でないと情報に接した上で「竹島」（往時の竹島、鬱陵島）への渡海を禁止したとしても、そのことは、松島（今日の竹島）を朝鮮に対して同国領と認めたとか朝鮮に対して放棄したということにはならない。常設国際司法裁判所でグリーンランド全体がデンマーク領であるか東部グリーンランドはノルウェーによる先占の対象になる無主地かが争われたとき、以前——デンマークがグリーンランド全体に政治的経済的利益をおよぼすことにつき——ノルウェーの外務大臣がデンマーク公使に「ノルウェー政府はこの問題の決着に障害を致さないであろう（Norwegian Government would not make any difficulties in the settlement of this question）」と述べたことが、デンマーク勝訴の一つの理由とされた²⁵。ICJでシンガポールとマレイシアがシンガポール海峡のペドラブランカ（マレイシア名ブラウバトゥブテ）島などの主権を争った事件では、かつてジョホール国（現在はマレイシアを構成）の国務長官代理が「ジョホール国政府はペドラブランカの所有者たることを主張しない（Johore Government does not claim ownership of Pedra Branca）」と回答したことが、同島をシンガポール領とする理由の一つになった²⁶。このように、

24 鳥取県立博物館所蔵の「竹鷲之書附」に繕り込まれた文書その2及び3。塚本孝「竹島関係旧鳥取藩文書および絵図（上）」「レファレンス」411（1985.4）75-90頁。画像が島根県Web竹島問題研究所のHP、竹島問題研究会〔第一期〕最終報告書の資料編「(3)鳥取藩政資料」にある。http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/kenkyukai_houkokusho/takeshima04_01/takeshima04c.data/4-3-04-01.pdf

25 PCIJ Ser.A/B No. 53, Legal status of Eastern Greenland, Judgment of April 5th, 1933, 特に pp. 39-40. (http://www.icj-cij.org/icj-cij/serie_AB/AB_53/01_Groenland_Oriental_Arret.pdf) 判例研究は、横田喜三郎『国際判例研究Ⅱ』有斐閣、1970, 39-56頁／波多野里望『東部グリーンランドの法的地位事件』『国際判例研究—領土・国境紛争』前掲、301-308頁（注13ヘ）。

他国に向かって言明したことは後々重大な意味を持つ。繰り返し述べたように、日本が1696年に朝鮮に対して述べたことは、往時の竹島（鬱陵島の日本での呼称）について両国の漁民が入り交じるのは問題なので今後日本の漁民が渡海しないよう命じたということであって、今日の竹島には何ら言及していない——他国に向かって言明したという意味では、むしろ安龍福の言動に閑知しないとした朝鮮の言（上記2.3）が重大である。

〔付記〕

近年、日本の研究者によって、幕府による元禄9年の渡海禁止が往時の竹島と松島（今日の竹島）の双方を対象にしたものであったことを記す古記録（米子市立図書館の村川家文書）が紹介されている——池内敏「[「国境」未満]『日本史研究』630 (2015.2) 4-23頁、特に16-18頁。当該古記録の内容（竹島松島渡海禁止）は他国に向かっての言明でないという意味においてここで議論を左右するものでないが、重要な記録があるので、ここで若干のコメントを加えておく。

村川家文書「延享元年子五月於江戸表奉願上候一件／伯耆国米子町人 大谷九右衛門」（米子市立図書館所蔵『村川家文書』43-55丁）には、「竹嶋松嶋両嶋渡海禁制ニ被為仰出候以後」という語句（又は同様の表現）が3回出てくる。その1は、大谷九右衛門（7代勝房）が元文5（1740）年4月寺社奉行に陳情した際のやりとり（44丁）、その2は、同じく元文6（1741）年2月勘定奉行に陳情した際のやりとり（50丁）、その3は、寛保元（1741）年6月長崎奉行に陳情した際のやり取り（54丁）においてである。その2、その3は大谷九右衛門勝房の言であり、大谷家の認識を示している。池内論文は、その1が寺社奉行大岡越前守忠相の発言（大谷九右衛門への質問）中にあることから幕府の認識であるとする。しかし、原文を見ると、「次ニ御尋之趣竹嶋松嶋両嶋渡海禁制ニ被為仰出候以後ハ伯州米子之御城主ヨリ御憐憫ヲ以渡世仕罷在候由願書三書願シ候段然者扶持拵請申候哉ト御意被為成候」——願書に「竹嶋松嶋両嶋渡海禁制ニ被為仰出候以後ハ伯州米子之御城主ヨリ御憐憫ヲ以渡世仕罷在候」と書かれているが扶持などを請うたのかと仰せになった——とある。つまり、「竹嶋松嶋渡海禁制」云々は大谷九右衛門の願書（陳情書）からの引用ではないか。そうであれば、その1もまた大谷家の認識である。その大谷家の認識について、この村川家文書の51丁には、「一 元禄八年朝鮮国王ヨリ竹嶋ノ儀ハ古來日本ノ御支配ニテ御座候トノ御証文常憲院様御代御請取被為遊候」

26 ICJ Reports 2008, Case concerning sovereignty over Pedra Branca/Pulau Batu Puteh, Middle Rocks and South Ledge (Malaysia/Singapore), Judgment of 23 May 2008. <<http://www.icj-cij.org/docket/files/130/14492.pdf>> 特にparas. 192-196参照。

云々とある²⁷。また、大谷家の文書に由来する鳥取県立博物館所蔵岡嶋家資料の『竹嶋渡海由来記抜書』には、「從伯耆守様、右御奉書を以、竹嶋渡海御制禁被仰渡、無是非御請申上ル。右濫觴、先達て連帰唐人 贈帰以後、朝鮮國より竹嶋儀唐土地ニ相違無之由通達有之、頻ニ懇望、漸曖ニ相成り、朝鮮國王より、竹嶋儀從往古日本御支配相違無之旨、則御証文御取附被遊、其上ニて朝鮮國江御預ニ相成故、私共竹嶋渡海御制禁被為仰出候事。」という記述が見られる²⁸。つまり、大谷家では竹嶋松嶋渡海禁制という認識であったにせよ、それは、往時の竹島が“日本の支配”であるとの理解に立ったものであった。

2) 1905年、島根県告示による獨島編入の試みがあるまで、日本政府は獨島が自国の領土ではないと認識していました。これは、1877年の「太政官指令」など日本政府の公式文書でも確認できます。〈p.8〉

韓日間の「鬱陵島争界」を通じ獨島が韓国領土であることが確認されながら、明治政府に至るまで、日本政府は獨島が自国の領土ではないという認識を維持していました。

これは、1905年に日本が島根県告示により獨島編入を試みるまでは、獨島が日本の領土だと記録した日本政府の文献が存在しないことや、むしろ、日本政府の公式文書にも獨島が日本の領土ではないと明確に記録されていることからもよく分かります。

代表的な例として、1877年、明治時代の日本の最高行政機関であった太政官は、「江戸幕府と朝鮮政府との交渉（鬱陵島争界）の結果、鬱陵島と獨島が日本に帰属するものではないということが確認された」と判断し、内務省に対して、「竹島（鬱陵島）外一嶋（一嶋：獨島）は日本とは関係がないことを心得よ」と指示しています（「太政官指令」）。

日本内務省が太政官に質疑した際に添付した地図「磯竹島略図（磯竹島は日本における鬱陵島の旧名称）に竹島（鬱陵島）と共に松島（獨島）が描かれている点などからも、上記の「竹島外一嶋」の一嶋が獨島であることは明白です。

27 なお、東京大学史料編纂所蔵書『大谷氏舊記』三止、55-71丁「元文五年四月／御公儀江御訴訟之御請并竹嶋渡海之次第先規ヨリ書附之写／伯耆国米子町人／村川市兵衛／大谷政太郎」にも、ほぼ同文の記述がある（65丁）。

28 竹嶋渡海由来記抜書 大嶋陽一氏による翻刻 4頁。島根県竹島問題研究会〔第1期〕最終報告書 資料編(4)岡嶋家資料 (http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/kenkyuukai_houkokusho/takeshima04_01/takeshima04c.data/44-6-02.pdf)

3.2 太政官指令（1877年）

韓国政府は、1877年日本の太政官が、「江戸幕府と朝鮮政府との交渉（鬱陵島争界）の結果、鬱陵島と獨島が日本に帰属するものではないということが確認された」と判断し、内務省に対して、「竹島（鬱陵島）外一嶋（一嶋：獨島）は日本とは関係がないことを心得よ」と指示したと主張する。太政官の指示というのは、次のような事案を指す。すなわち、1876年10月島根県が内務省に「日本海内竹島外一島地籍編纂方策」を出し、内務省が翌1877年3月「竹島所轄之儀ニ付島根県ヨリ別紙伺出 取調候処 該島之儀ハ元禄五年朝鮮人入島以来 別紙書類ニ摘採スル如ク 元禄九年正月 第一号旧政府評議之旨意ニ依リ 二号訳官へ達書 三号該國來東 四号本邦回答及ヒ口上書等之如ク……本邦關係無之相間候得共 版圖之取捨ハ重大之事件ニ付 別紙書類相添 為念此段相伺候也」として太政官に伺いをたて、太政官（右大臣）は、同月「伺之趣竹島外一島之儀本邦關係無之儀ト可相心得事」と（県に指令すべきことを）指示した²⁹。

島根県の伺にいう「竹島」は江戸時代の竹島（鬱陵島）であり、「外一島」は、伺に添付された説明文と絵図から松島であることがわかる。島根県が「竹島外一島」を同県の島として地籍に入れようとしたのは、3.1付記で言及した（往時の）竹島が“日本の支配”であるとの大谷家の理解に依る——説明文に前記同様の記述がある（幕府議シテ日本管内タルヘキノ證書ヲ上ラバ以降朝鮮ニ漁獵ノ權ヲ與フ…）。しかし、内務省は元禄竹島一件により竹島（往時の竹島）が本邦無関係と判断した。その際、上記引用文のとおり「竹島所轄之儀」につき島根県から伺出があったので取り調べたところ「該島之儀」は元禄5年、云々と言い、「外一島」（松島）のことに触れていない。内務省が太政官への伺に添付した「第一号旧政府評議之旨意…」以下の別紙中にも「松島」は出てこない。元禄年間の日朝交渉で、竹島（今日の竹島、韓国のいう獨島）が両国間で議論の対象となったことがないことは、既に述べた。それでもなお韓国が“鬱陵島争界”で鬱陵島と“獨島”が日本に属さないことが確認されたとするのは、竹島と松島を因幡伯耆附属でないとする鳥取藩の返答をうけて幕府が渡海禁止を決定したことを根拠とするのであろう。また、島根県の伺に添付した絵図に松島が描かれている——内務省の太政官への伺にも、絵図を含む島根県からの書類が添付されていた——ことから、「竹島外一島」を本邦無関係と指示した太政官の指令は、当然に両島を対象としたものであるということであろう。

しかしながら、この太政官の指令は、島根県からの伺に内務省が回答するに

29 一件書類は、「日本海内竹島外一島地籍編纂方策」「公文録」明治10年3月内務省之部1。国立公文書館デジタルアーカイブで画像の閲覧が可能。堀和生「一九〇五年日本の竹島領土編入」『朝鮮史研究会論文集』24（1987.3），97-125頁。

際し上級者である太政官の判断を仰いだものであり、島根県を含め政府部内のやり取りである。この指令の主題・対象である「竹島外一島」に関しては、後述するように、外一島=松島が江戸時代の松島（今日の竹島）ではなく明治期の松島（鬱陵島）である可能性があるが、仮に今日の竹島を指していたとしても、対外的に表明されたことではなく、国内で広く布告したものでもない。したがって、3.1で言及したグリーンランドに関するノルウェー外務大臣の発言やペドロプランカに関するジョホールスルタン国務長官代理の回答のように、後に異なる立場をとることが許されないといった話ではない。

ときに、6年後の明治16（1883）年3月1日付けで、太政官（太政大臣）は、内務省（内務卿）に対し次の指令を出している³⁰。

「北緯三十七度三十分東經百三十度四十九分ニ位スル日本稱松島或朝鮮稱蔚陵島ノ儀ハ從前彼我政府議定ノ儀モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違ノ者無之様各地方長官ニ於テ諭達可致旨其省ヨリ可相達此旨及内達候也」

この指令は、「日本稱す松島一名竹島 朝鮮稱す蔚陵島」と述べ、松島が蔚陵島の日本名であることを明らかにしている。つまり、この指令の時期に日本で松島と呼び〔島根県など地方的には古称で〕竹島とも呼び朝鮮では蔚陵島と呼ぶ経緯度で特定された島は、幕府時代の外交交渉を経て渡海禁止としたものであり、みだりに渡航上陸してはならないということを国民に諭達するため内務卿から各県知事に達せよ、とする。これをうけ、内務省は各県に通達した。この明治16年の太政官指令は、全国に向けた通達を予定したものである点で、明治10年の太政官（右大臣）指令よりも重い。また、明治10年の指令は個別案件に係る回答であり法令ではないが、同じく太政官の内務省に対する指令という意味で対比するとして、もし内容に齟齬があれば「後法は前法を破る」という原則（*Lex posterior derogat priori.*）の趣旨により明治16年の指令が明治10年の指令を“破る”（廢する）。

明治期に日本で蔚陵島を松島と呼ぶようになったのは、西洋の地図の影響による。西洋の地図では、蔚陵島を「ダジュレDagelet島・マツシマ」としていた——ダジュレ島の西側に今一つの蔚陵島を描き、この架空の島を「アーノートArgonaut島・タカシマ」、今日の竹島を「リアンクールLiancourt岩」「ホーネットHornet岩」などとしていた³¹。幕末維新期に西洋の地図が流入し、蔚陵島を松島とする地図が製作されるようになる。勝海舟の「大日本國沿海略

30 「朝鮮國所属蔚陵島へ我國民渡航禁止ノ件」「公文録」明治16年第13巻・明治16年3月～4月外務省。国立公文書館のデジタルアーカイブで画像の閲覧が可能（引用文は、21コマ）。

31 西洋の地図で蔚陵島が松島と呼ばれるようになったのは、シーボルトの日本図による。川上健三 前掲書へ（注17）。

図」慶應3（1867）年刊がその典型である。現在国立公文書館内閣文庫の蔵書となっている同地図（請求記号178-0064）は、目録上、旧蔵者が太政官正院地志課・地理寮地誌課・内務省地理局とされる。地図には、正院地志課の蔵書印が押されているが、蔵書印があつてもなくとも、この地図は刊本であり、当時広く参照されたと考えられる。国立公文書館内閣文庫の太政官蔵書印のある西洋の地図でいえば、例えば、[Black's] General atlas of the world——1870年刊（請求記号E006776）34 CHINA, 1871年刊（同E000722）同, 1873年刊（同E000710）34A JAPAN（1870年・1871年版はArgonaut島とDagelet島を描き、1873年版は破線による島影のみのArgonaut, Matsu Sima (Dagelet I.), Hornet Isを描く）——、The royal atlas of modern geography (1876), Map 34 CHINA and JAPAN (Argonaut 破線、Dagelet or Matsusima) が、同種の地図である。

一般に、馴染みのない地名に接したとき、まず当たるのは地図であろう。内務省あるいは太政官の担当者は、むろん元禄竹島一件の対馬藩の記録である『竹嶋紀事』や、内容的にその簡略版といべき『磯竹島事略（=磯竹島覚書）』³²——竹島松島が因幡伯耆の附属でないとする鳥取藩の回答にも言及している——をも丹念に調べたに違いないが、同時に勝海舟の地図や西洋の地図も参照したと考えられる。それらにおける松島は鬱陵島であった。明治10年の指令についても、島根県の伺の「竹島外一島」は確かに江戸時代の竹島（鬱陵島）と松島（今日の竹島）であったものの、中央においては外一島である松島を明治の松島（名称上は別の島であるがその実は竹島も松島も鬱陵島）と理解していた可能性が高い。

4 大韓帝国の獨島統治と獨島領有権の回復（pp. 9-11）

1) 大韓帝国は、1900年の「勅令第41号」において獨島を鬱島郡（鬱陵島）の管轄区域として明示し、鬱島郡守が獨島を管轄しました。（p. 9）

1900年10月27日、大韓帝国は皇帝の裁可を得て鬱陵島を鬱島に改称し、島監を郡守（郡の長）に格上げするという内容の「勅令第41号」を発しました。勅令第2条では、鬱島郡の管轄区域を「鬱陵全島及び竹島、石島

³² 池内敏 前掲論文（上記3.1付記へ）は、表紙に「磯竹嶋覺書 全 地理局」と書き内務省の墨識用箋を使った冊子が内閣文庫にあることを以て磯竹島覚書は内務省が編纂したとしている。また、朴炳涉「明治政府の竹島=獨島調査」「北東アジア文化研究」41（2016.3）45-70頁は、奥に「明治八年八月八日校正 中邨元起」と書き認印を押した磯竹島覚書が内閣文庫にあることを以てこれがオリジナルだとしている。これらは、内務省において作成されたことに違いはないが、原本というべきものではなく、写本を作成したことであろう。

（獨島）」と明記しています。

1906年3月28日、鬱島（鬱陵島）郡守の沈興澤は、鬱陵島を訪れた島根県の官民で構成された調査団から、日本が獨島を日本の領土に編入したということを聞き、翌日これを江原道觀察使に報告しました。この報告書には「本郡所属獨島」という文言があり、1900年の「勅令第41号」に記された通り、獨島が鬱島郡の所属であることが明確に分かります。

江原道觀察使署理（代行）兼春川郡守の李明來は4月29日、これを当時の国家最高機関であった議政府に「報告書号外」として報告し、議政府は5月10日、「指令第3号」をもって獨島が日本の領土になったという主張を否認する指令を発しました。

このことから、鬱島（鬱陵島）郡守が1900年に差せられた「勅令第41号」の規定に基づいて、引き続き獨島を管轄しながら領土主権を行っていた事実は明白です。

4.1 大韓帝国勅令41号（1900年）

韓国政府は、1900年の大韓帝国勅令41号に鬱島郡の管轄区域を「鬱陵全島及び竹島、石島（獨島）」と明記していると主張する。しかし、原文にあるのは「石島」であり、これを独島（竹島）に結びつけるのは韓国政府の解釈に過ぎない。石島を「獨島」だとする理由は広報資料中に書かれていないが、韓国政府は、かつて「韓國慶尚道の方言によればドクは石又は岩を意味する、ドクトは石又は岩の島という意味である、これは現在の独島の発音と符合する」云々と述べたことがある³³。つまり、石や岩のことを韓国語（固有語）でトールと言い、方言ではトクとも言う、竹島は木の生えない石（岩）の島であり、離島という意味の独島と發音（読み）が同じ——そのような説明である。しかし、これは読みの説明であって勅令に「石島」とあることの説明にはなっていない。

³³ 韓国政府の主張によれば、竹島は古来「于山（島）」ではなかったか。広報資料中2-2）で于山島に関する記録が一貫して書き継がれているとして韓国政府が挙げた『増補文献備考』（1908年）は、勅令41号の8年後の本であるが「石島」への言及はない。

次いで韓国政府は、鬱陵島を訪れた島根県の調査団から竹島領土編入を聞いた鬱島郡守沈興澤の江原道觀察使への1906年の報告書に「本郡所属獨島」とい

³³ 「獨島（竹島）に関する1953年7月13日付日本政府見解に対する韓国政府の論駁」1953年9月9日、外務省政務局「獨島問題概論」1955所収。なお、1900年の勅令40号にある竹島は、鬱陵島東地先2kmにある別の小島（日本海軍水路部の海図上の呼称「竹嶼」）であるとされる。

う文言があり、1900年の勅令第41号に記されたとおり独島が鬱島郡の所属であることが明確に分かることし、また、江原道から報告を受けた議政府は独島が日本の領土になったという主張を否認する指令第3号を発したとする（沈報告書・指令第3号：広報資料Q10）——1906年の沈興澤報告書は、独島という島名が韓国の記録に登場する最初の例である。しかし、ここでも、「勅令第41号に記されたとおり」「独島」が鬱島郡の所属であることが明確に分かることためには、なにゆえ郡守は「勅令第41号に記されたとおり」石島と記さなかつたのか、議政府もまた指令第3号で勅令の文言（石島）を用いなかつたのかが説明されなくてはならない。合理的な理由がなければ、そもそも1900年の勅令の石島は今日の竹島ではなく、1906年の沈興澤報告は1900年の勅令41号に基づくものではなく——「独島」は、おそらく日本による1905年の竹島領土編入前後から竹島でのアシカ漁に鬱島住民が作業員として従事した結果、自然発生的に生まれた島名——、議政府の指令もまた、勅令41号とは無関係に江原道の報告書の文言をそのまま用いたものである疑いが生じる。

仮に、1900年の勅令41号の石島が竹島（韓国のいう独島）であったとしても、法令で鬱島郡の区域として規定しただけで韓国の領土になる訳ではない——竹島が歴史的に韓国領であったこともない。韓国政府は、「鬱島郡守が勅令第41号の規定に基づいて引き続き獨島を管轄しながら領土主権を行使していた事実は明白」であるとする。勅令で鬱島郡の区域とし、郡守が本郡所属と言い、議政府がそれに呼応したとすれば、それらのことは、大韓帝国の領有意思を示すといえるかもしれない。しかし、主権行使を理由に領有権を主張するためには、実効的な占有——パルマス島事件の仲裁裁判判決にいう「国家権能の平穏かつ継続的な表示peaceful and continuous display of State authority」³⁴が必要である。韓国は、この時期に主権行使した例を示し得ていない。（なお、日本について下記4.2参照。）

- 2) 1905年の島根県告示による日本の独島に対する領土編入の試みは、韓国の主権を侵奪する過程の一環であり、韓国の獨島領有権を侵害した不法行為であるため、国際法的にも無効です。（p. 10）
- 日本は1905年「島根県告示第40号」を通じて、韓国の領土である独島を自国の領土に編入しようと試みました。

34 Island of Palmas case (Netherlands, USA) 4 April 1928, *Reports of International Arbitral Awards*, Vol. 2, p. 867. 領土主権の継続的かつ平穏な表示continuous and peaceful display of territorial sovereigntyとも表現されている（ibid., p. 839）。上記注13へ。

当時、日本は満州や韓半島の利権をめぐりロシアと戦争中でした。1904年2日、日本は大韓帝国に「韓日議定書」を締結するよう強要し、露日戦争を行うため日本が必要とする韓国領土を自由に使用しようとした。日本が獨島を自国の領土に編入しようとしたのも、東海におけるロシアとの海戦を前にした状況で、獨島が軍事的に価値があると判断したためです。

また、日本は1904年8月「第一次韓日協約」を通じて韓国政府に日本人など外国人顧問を任命するよう強要するなど、1910年に韓国を強制併合する以前から既に韓国に対する侵奪を段階的に進めていました。

獨島は、こうした日本による韓国の主権侵奪過程の最初の犠牲でありました。1905年日本による獨島編入の試みは長きに亘って固く確立された韓国の領土主権を侵害した不法行為であるため、国際法的にも全く効力がありません。

4.2 日本の領土編入（1905年）

韓国政府は、1905年の日本の竹島領土編入が韓国の領有権を侵害した不法行為であるため無効だ、当時日本はロシアと戦争中で日本海海戦を前に竹島が軍事的に価値があると判断したため編入しようとした、日本は1910年の韓国併合前から韓国に対する侵奪を段階的に進めていた、竹島は主権侵奪過程の最初の犠牲であった、などとする。これらは（1.2でも述べたように）、竹島が韓国領であったことを前提にした議論である。竹島が歴史的に朝鮮に属したことはなく（2.1-2.3）、1900年の大韓帝国勅令で韓國領になったわけでもない（4.1）。したがって、これらの議論は、前提を欠き、成り立たない。なお、日露戦争に際して軍事的目的で編入しようとしたという議論（広報資料Q9で具体的に主張）は、アシカ漁を円滑に行うため1904年に上京して政府に「領土編入并貸下願」を出した隣岐の住民中井義三郎が後年書いた文書に依拠した話である。この資料は、中井が統監府に請願しようとして上京したとするなど史料として疑問もある（1904年には統監府はなかった）³⁵。いずれにせよ、竹島は韓国領ではなかったのであるから、竹島の領土編入と当時の国際政治情勢を結び付けて論じても当を得たことではない。

1900年の大韓帝国勅令の石島が仮に竹島のことであったとしても実効的占有を欠き領有権は生じていないのに対し、日本は、1905年1月の領土編入閣議決定、同年2月の島根県告示に続き、竹島に対し実際に行政権行使した。

35 塚本孝「奥原碧雲竹島関係資料（奥原秀夫所蔵）をめぐって」竹島問題研究会〔第1期〕最終報告書、島根県総務部、2007、62-70頁参照。（同報告書は、島根県のWeb竹島問題研究所のウェブサイトで閲覧できる。）

例えば、1905年4月14日の島根県令第18号により1902年制定の「漁業取締規則」（島根県令第130号）が改正され、知事の許可を受けるべき漁業に竹島でのアシカ漁が追加された³⁶。竹島でのアシカ漁は、同（1905）年6月5日中井養三郎ほか3名に許可された。その後、1908年6月島根県令第48号による漁業取締規則改正で、竹島及びその地先20丁以内において海驥漁業以外の漁業が禁止され、1921年4月には県令第21号により当時の島根県漁業取締規則（1911年県令第54号）が改正されて、許可を受けた海驥漁業者が（正式に）竹島周辺の一定の区域で海苔、和布等の採取ができることとされた³⁷。竹島におけるわかれいわのり等の漁業は、第二次世界大戦後は、漁業法（1949年法律267号）第10条の規定に基づく漁業権として1953年6月18日島根県知事が隱岐島漁業協同組合連合会に免許し³⁸、以後10年ごとに更新されて現在に至っている。

海驥漁業の許可を受けた者からは、1906年以降、官有地の賃貸借に伴う「賃金」（使用料）が徴収された。賃金は、年額4円20銭、1916年度から年額4円70銭であった。竹島は1940年8月17日に海軍用地となり、海驥漁業は引き続き許可され、1941年10月1日から1945年3月31までの海軍用地使用許可につき使用料年額4円70銭とされた³⁹。

漁業許可以外にも、例えば、1905年5月『隱岐國周吉/隱地/海士/知夫郡官有地臺帳』に、「一、竹島／位置 北緯…／面積 貳拾參町參段三畝歩／明治三十八年五月拾七日隱岐島司上申ニヨリ掲載／告示…」として搭載された⁴⁰。その後、竹島は、上述のとおり1940年8月17日に海軍用地となり、戦後は1945年11月1日国有財産として大蔵省に引き継がれた⁴¹。また、1905年8月19日に松永武吉島根県知事による竹島視察が行われ、1906年3月27日には神西由太郎島根県第三部長を長とし、東文輔隱岐島司以下、漁業、農事、衛生、測量等の専門家を含む調査団による竹島の実地調査が行われた⁴²。

これらの平穏かつ継続した行政権行使を通じ、日本は、竹島に対する領有権を確実にしたのである。

36 「島根県所蔵行政文書1」島根県総務部、2011（竹島関係資料集 第2集）157-159頁。

37 田村清三郎『島根県竹島の新研究』復刻補訂版、島根県総務部、2010、71-73頁、巻末「補訂」6-7頁。

38 田村、同上、73-80頁。

39 田村、同上、53-56、64頁。

40 「島根県所蔵行政文書1」前掲、160頁。隱岐國官有地台帳は、島根県において保存されている。

41 田村、前掲書、65-66頁。

42 田村、同上、58-62頁。

3) 第2次世界大戦の終戦後、獨島は韓国の領土に戻り、大韓民国政府は確固たる領土主権行使しています。（p.11）

1943年12月に発表されたカイロ宣言には、「日本は暴力と貪欲によって略取した全ての地域から追い出されねばならない」と明記されており、1945年7月に発表されたポツダム宣言もカイロ宣言の履行を規定しています。

また、連合国最高司令官総司令部は、1946年1月の連合国最高司令官覚書（SCAPIN）第677号及び1946年6月の連合国最高司令官覚書（SCAPIN）第1033号を通じ、獨島を日本の統治・行政範囲から除外しました。

こうした経緯から、獨島は第2次世界大戦終戦後独立した大韓民国の不可分の領土となり、これは1951年のサンフランシスコ講和条約でも再確認されました。

大韓民国政府は、獨島に対する確固たる領土主権行使しています。大韓民国政府は、我が国の主権に対するいかなる挑発にも断固かつ厳重に対応していく、引き続き獨島に対する我が国の主権を守っていきます。

4.3 第二次世界大戦と竹島の法的地位

韓国政府は、獨島（すなわち竹島）が第二次世界大戦後韓国の領土に戻ったとし、その根拠として、カイロ宣言、ポツダム宣言、連合国最高司令官覚書（SCAPIN）677号、同1033号そしてサンフランシスコ講和条約を挙げる。しかし、これらの文書は、むしろ竹島の日本領土としての法的地位が先の大戦によつても変動しなかったことを証明している。

カイロ宣言（米英中・1943.12.1発表）は、“第一次世界戦争ノ開始以後ニ於テ日本國カ奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ剥奪スル”、“満洲、台灣及澎湖島ノ如キ日本國カ清国人ヨリ盜取シタル一切ノ地域ヲ中華民国ニ返還スル”、“日本國ハ又暴力及貪慾ニ依リ日本國ノ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ駆逐セラル”、“聽テ朝鮮ヲ自由且独立ノモノタラシムル”などとしていたが、竹島は、これらに該当しない——そもそも朝鮮の領土であったことはないので取ったということではなく、やがて独立を回復する朝鮮の範囲でもない。

ポツダム宣言（1945.7.26、米英中一後にソ連参加）は、第8項において、“カイロ”宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本國ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ”としていた。ここで重要なことは、本州北海道九州四国のはか日本に残す諸小島を“われら（米英中）が決定”するとしたこと、つまり、“われら”的決定いかんによっては、カイロ宣言で処分が予告された領土以外の領土でも、かつ、“奪取、盗取、略取した”地域でない領土であっても、日本から分離される可能性が生じたことであ

る。そのような状況のなかで、韓国が引き合いに出すSCAPIN-677（連合国最高司令官総司令部指令677号）「若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書」（1946.1.29）及びSCAPIN-1033「日本の漁業及び捕鯨業に許可された区域に関する覚書」（1946.6.22）が発出された。SCAPIN-677は、日本政府に対し（他の多くの外郭地域と並んで）「麟陵島、竹島、濟州島」に政治上行政上の権力を行使することを停止するよう指令した。ただし、同指令は、第6項で、「この指令中の条項はいずれも、ポツダム宣言の第8項にある諸小島の最終的決定に関する連合国側の政策を示すものと解釈してはならない」と断っていた⁴³。SCAPIN-1033は、「日本の船舶及びその乗員は竹島から12哩以内には近づいてはならない。またこの島とは一切接触をもってはならない」としていた。ただし、この指令も、第5項で「日本国家の管轄権、国際境界線又は漁業権についての最終決定に関する連合国側の政策の表明ではない」と断っていた⁴⁴。

日本に残す領土、日本から分離する領土に関する決定は、「日本国との平和条約」（サンフランシスコ講和条約、1951.9.8署名・1952.4.28効力発生）によって行われた。この条約の朝鮮放棄条項は第2条(a)であり、「日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び麟陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」と規定している。この条約の署名会議が行われる約2か月前の1951年7月19日、韓国の梁祐燦駐米大使が、条約草案の取りまとめに当たっていた米国のダレス（John Foster Dulles）国務長官顧問を訪れ、対日平和条約に関する要望（修正提案）を国務長官あての文書として提出した。韓国政府は、要望書の第1項目において、竹島を日本が放棄する島に加えるよう求めた。すなわち、上記第2条(a)の文言を、「朝鮮並びに濟州島、巨文島、麟陵島、独島（Dokdo）及び波浪島を含む日本による朝鮮の併合前に朝鮮の一部であった島々に対するすべての権利、権原及び請求権を、1945年8月9日に放棄したことを確認する」という文言に置き換えることを求めた⁴⁵。韓国政府の草案修正要求に対する米国政府の回答は、同（1951）年8月10日付けの韓国大使あて文書で行われた。同文書では、ラスク（Dean Rusk）極東担当国務次官補が、国務長官に代わり次のとおり述べて韓国的要求を断った⁴⁶。

43 竹前栄治監修『GHQ指令総集成』3巻、エムティ出版、1993、1041-1042頁。

44 同上、5巻、2013-2014頁。

45 “The Korean Ambassador to the Secretary of State,” *Foreign Relations of the United States 1951*, Vol. 6, Pt. 1, p. 1206 / NARA: RG59, Lot54 D423 Japanese Peace Treaty Files of John Foster Dulles, Box 8, Korea / マイクロフィルム：Gregory Murphy ed., *Confidential U.S. State Department Special Files JAPAN 1947-1956, LOT FILES*, Bethesda: University Publications of America, [ca. 1990], Reel 9, Frame 0577. 〈国立国会図書館憲政資料室 請求記号LOT〉

「…合衆国政府は、遺憾ながら当該提案にかかる修正に賛同することができません。合衆国政府は、1945年8月9日の日本によるポツダム宣言受諾が同宣言で取り扱われた地域に対する日本の正式ないし最終的な主権放棄を構成するという理論を条約がとるべきだとは思いません。独島または竹島ないしリアンクール岩として知られる島に関しては、この通常無人である岩島は、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年ころから日本の島根県隱岐支庁の管轄下にあります。この島は、かつて朝鮮によって領土主張がなされたとは思われません。」

以上のことから、竹島の日本領土としての地位には第二次世界大戦後も変動がなかったことが知られる。

おわりに

広報資料に記された韓国政府の主張には、各節について述べたように、この小論で概観しただけでも、事実に反している、国際法上領有権の根拠とするに足る証拠の提示がないなど疑問な点が多く見受けられる。一方、日本政府の主張も、同じように逐条的な検討を行えば種々疑問点が出てくるかもしれない。既に（韓国からというよりも）日本国内において政府の主張に批判的な図書や雑誌記事が多数出版され、多様な議論が行われている。シンガポールとマレーシアがICJでペドランカ／ラウバトゥプテの領有権を争った際（マレーシア敗訴、判決2008.5.23）、マレーシア側のキーパーソンであったサイドハミド元外相は、山陰中央新報記者の取材に対し、「結果に関しては批判も受けたが、平和的な解決を目指す中での成熟した判断だったと思う。勝ち負けの問題ではない」と語っている⁴⁷。長い歴史の中で隣国との間に紛争が起こることは大いにあり得ることである。それを力によってではなく法によって解決するのが成熟した社会である。日韓両国も、自己の主張の疑問点を承知しそれへの反駁を準備する中で法的な議論が深まれば、紛争は司法的に解決するという成熟した国際社会の実現に貢献できよう。

（つかもと・たかし 本学法学部教授）

46 NARA: RG59, Lot54 D423, Box 8, Korea / マイクロフィルム（同上）/ FRUS 1951, Vol. 6 Pt. 1 p. 1203脚注3。

47 琉球新報・山陰中央新報「環りの海——竹島と尖閣 国境地域からの問い」岩波書店、2015, 133頁。